

財務省告示第七十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平  
 成十八年三月二十七日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第八十 五回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項、平成十 七年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する 法律（平成十七年法律第十九号） 第二条第一項及び財政融資資金 特別会計法（昭和二十六年法律 第一百一号）第十一条第一項並び に国債整理基金特別会計法（明 治三十九年法律第六号）第五条 第一項及び第五条ノ二	成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市 場特別参加者ごとに応募限度額





十 十  
三 二

の 経 利 行 争 非 者  
払 過 入 価 ・  
込 利 札 格 第  
み 子 率 発 競

(一) 年二・一パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号の規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{7}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるも  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
について、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
に、又は外国法人である場合  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。  
平成十八年九月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、

十 四  
初 期 利 子

その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 21}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日
十六	償還期限	を、支払期とし、各支払期において、その日以、前六月間に属する
十七	償還金額	利子を支払う。
十八	元利支額	平成三十八年三月二十日
十九	払込参加	日本銀行額百円につき百円
二十	払込期日	財務大臣から通知を受けた者

平成十八年三月二十七日